

水辺の施設点検を実施しました ～ 安全利用点検の結果 ～

岩手県内における国土交通省管内水辺の施設56箇所の点検を7月10日～18日に実施した結果、施設に損傷等の問題がある13箇所について、直ちに補修等の処置や立ち入り禁止等の応急的な処置を行っております。

夏休みをむかえ、アウトドア活動が増えると思いますが、水辺の利用には十分注意するようお願いします。

1. 点検趣旨

河川等においては、従来から巡視や施設点検を実施してきたところですが、一般の利用者の増加や利用を前提とした施設整備を進めていることを踏まえ、大勢の人が集まりやすい夏休みの前に水辺の安全利用点検を実施しました。

河川等は本来、降雨による増水など、自然現象による危険性を持ち合わせていることから、利用に伴う危険回避は、利用者自らの責任により努めていただくことが必要となります。

2. 点検対象

点検は、北上川上流の国土交通省管理区間内の河川、砂防施設及びダム（石淵ダム・田瀬ダム・湯田ダム・四十四田ダム・御所ダム・胆沢ダム）における以下の箇所で行いました。

河川施設にあたっては、

- ①水辺プラザ等河川に親しむ利用を目的として施設を設置している区域。
- ②日常、人の集まりやすい場所にある水門・樋門等の河川管理施設。

ダム施設にあたっては、

- ①ダム管理区内において湖畔の水辺に親しむことを目的として、施設を設置した区域及び水辺に親しむ等の利用者が日常的に見られる区域。

砂防施設にあたっては、

- ①水辺に親しむ利用等を目的として、砂防施設周辺に設置した区域及び水辺に親しむ利用等が予想される区域。

なお、今回の点検は、山奥や天然河岸、中州、流水部などの自然区域及び立入禁止区域を対象としておりません。

3. 点検結果

点検実施結果の概要についてお知らせします。

	全点検箇所数	直ちに処置した箇所	立ち入り禁止等の応急的な措置を施した箇所	利用者の自己責任において通常の利用が可能な場所
河川	23	3	1	23
砂防	4	0	0	4
ダム	29	4	5	29
合計	56	7	6	56

- ・点検結果の立ち入り禁止等の処置を施した箇所の詳細は別表のとおりです。
- ・上記の立ち入り禁止等の応急的な処置を施した箇所の水辺の施設等の利用にあたっては、十分ご注意願います。

4. 点検後の措置及び今後の対応

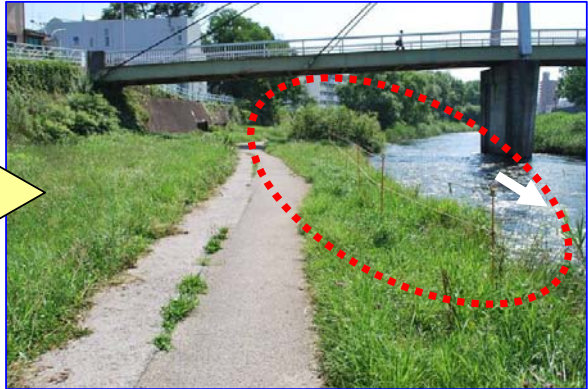
利用者に対する重大な危険又は支障があると認められた場合は、立入規制等を含む応急的な措置を施し利用者への危険の周知に努め、さらに詳細な点検を実施し必要な対策について検討を実施します。

〈発表記者会：岩手県政記者クラブ・奥州市政記者クラブ・一関市政記者クラブ〉

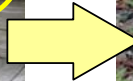
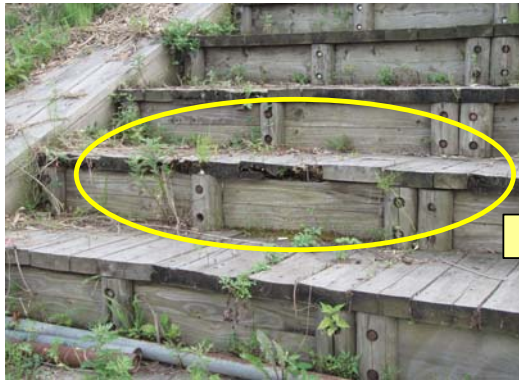
問い合わせ先
【河川・砂防】 国土交通省岩手河川国道事務所 【河川】 河川管理課長 湯川茂夫 (直通：019-624-3281) 【砂防】 建設監督官 小原昭彦 (直通：019-624-3166)
【ダム】 国土交通省胆沢ダム工事事務所 (Tel:0197-46-4716) 工務課長 腰山武治 (内 311) 国土交通省北上川ダム統合管理事務所 (Tel:019-643-7971) 管理第一課長 中島勇一郎 (内 331)

			7 11
		7/13 (7/25)	
		7/11 ()	7 10
			7 12
		7/13 ()	
		7/12 ()	7 11
			7 11
			7 10
			7 12
()			7 17

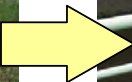
7/12 ()



7/13 (7/25)



7/13 ()



()



()



(1)		(7/12)	7 11
(5)		7/18	7 17
			7 13
			7 13
			7 13
			7 13
(7)			7 12
			7 12
			7 12
			7 12
			7 12
			7 12
			7 12
(3)			7 13
		(7/17) 7/17	7 13
		(7/18) 7/18	7 13
(10)			7 11
			7 11
			7 11
		()	7 11
		()	7 11
			7 11
			7 11
			7 11
		()	7 11
			7 11
3			7 18
		7 24	7 18
			7 18

